

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十三号

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例

広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
第十条中「許可を受けた施設」の下に「及び豊島漁港休憩所」を加える。
第十一条の二第一項中「管理漁港施設」の下に「（豊島漁港休憩所を除く。）」を加える。
別表第一に次のように加える。

豊島漁港休憩所	シャワーの使用一回につき	二〇〇円
---------	--------------	------

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。